

建築士法第27条の2第7項に基づく

令和元年度 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理講習会」 開催のご案内



一般社団法人 宮城県建築士事務所協会

本講習会は、建築士法第27条の2第1項及び第2項に位置付けられた法定団体である一般社団法人宮城県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が、同法第27条の2第7項に基づく講習として実施するものです。

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる **開設者** と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する **管理建築士** は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められています。

本講習会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的としています。

管理建築士については、所属建築士として「建築士定期講習（法定講習）」の受講義務がありますが、本講習会においては、管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項及び社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習して頂く機会であり、**建築士でない開設者については本講習会が唯一の学習の機会となります。**

また、本講習会は宮城県の「建築士及び建築士事務所の指導に関する要綱」により、知事の指定を受けています。**県担当職員より地域情報等もご講義頂きます。**

本講習会は、**法定講習**（建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」及び同第24条第2項に基づく「管理建築士講習」）**ではありません**ので、本講習会を受講したことにより、これらの講習の受講は免除されません。

- 主 催 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 宮城県建築士事務所協会
- 受講対象者 宮城県知事の登録を受けている下記建築士事務所の**開設者**及び**管理建築士**
 (1) 令和2年1月～令和2年12月末日までに 更新申請をする事務所
 (2) 平成31年1月以降に 新規登録された事務所
 (3) 平成31年1月以降に 開設者・管理建築士が変更になった事務所
 (4) 本講習会の受講を希望する方

- 講習日・講習会場 【 受付 9:10～9:30、講習会 9:30～16:15 】

会 場	日 時	場 所	定 員
宮城会場	2月17日（月）	宮城県建築設計会館 3F 会議室 仙台市青葉区上杉 2-2-40 Tel 022-223-7330	80名

- 申込方法 受講申込書に必要事項をご記入のうえ、お振込証明書のコピーを貼付してFAXにてお申込下さい。
受講番号の記載と受付印を押印した「受講券」をFAXにて送付致します。
（受講券がお手元に届いた時点で受付手続きは完了となります。）

※欠席の場合は、受講料はご返金出来ませんが、後日テキストを送付致します。

5. テキスト テキスト名称：『これからの建築士事務所の経営と展望』（当日配布）
6. 申込期限 令和2年2月7日（金）
（定員になり次第、又は講習日程の一週間前で締め切りとさせていただきます。）
7. 受講料 16,000 円（消費税・テキスト代含）
ただし、（一社）宮城県建築士事務所協会会員は 13,000 円です。

《 銀行振込先 》 七十七銀行 芭蕉の辻支店
 （普通）0178608 （一社）宮城県建築士事務所協会
 ※ 恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。
 ※ 金融機関発行の受領証を受講料領収書に替えさせていただきます。

8. 受講証明書 受講修了者に「受講証明書」を交付致します。
 ※ 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められません。ご留意下さい。
9. CPD認定 建築 CPD 情報提供制度（公益財団法人建築技術教育普及センター）特別認定講習（5 単位
 予定）
10. 講習会当日の持ち物 ・受講券 ・昼食（休憩は60分ですので、時間迄お戻り下さい）

■ 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理講習会」プログラム（予定）
 【 受付 9：10 ～ 9：30 】

標準時間	講 義 内 容	講 師
9：30～9：40	挨拶、受講説明	（一社）宮城県建築士事務所協会 宮城県土木部建築宅地課
9：40～12：30	第1章 建築士事務所の業務と展望 第2章 これからの建築士事務所経営 第3章 建築技術の新しい動向 (適宜休憩あり)	東北学院大学 教授 櫻井 一弥 氏
12：30～13：30	休 憩 （ 昼 食 ）	
13：30～14：30	法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項 宮城県の建築行政情報等について	宮城県土木部建築宅地課
14：30～14：45	休 憩	
14：45～16：00	第4章 トラブル対応とリスク管理	建築設計・賠償責任保険代理店 (有)日事連サービス 相談役 中川 孝昭 氏
16：00～16：15	受講証明書交付	（一社）宮城県建築士事務所協会

※ 都合により変更になる場合がございます。

令和元年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理講習会」
受講申込書

講習日	令和 2 年 2 月 17 日 (月)	会 場	宮城県建築設計会館
-----	---------------------	-----	-----------

(太字枠内をご記入下さい)

申込日 令和 年 月 日

フリガナ			生年月日		性別
氏名			大正 昭和 平成	年 月 日	男・女
開設者	1.開設者である 2.開設者でない				
管理建築士	1.管理建築士である 2.管理建築士でない				
建築士資格	1.一級建築士 2.二級建築士 3.木造建築士 4.建築士でない				
登録番号	国土交通大臣登録 第 号		()都道府県知事登録 第 号		

フリガナ			種別	
勤務先			1.一級 2.二級 3.木造	
所在地	〒		T E L	
			F A X	
			受講票 送付	
事務所登録日	平成・令和 年 月	登録番号	宮城県知事登録 第 号	
事務所協会区分 宮城県建築士事務所協会会員	1.会員である 2.会員でない ※会員とは会費が発生します。			
受 講 料 (テキスト代含む)	・ 13,000円 (1. 宮城県建築士事務所協会の会員) ※会員助成受講料 ・ 16,000円 (2. その他一般)			

○本申込書によって受講証明書を作成し、受講履歴を管理しますので、太枠内は正確にご記入ください。

○選択項目がある場合は、受講者が講習日現在、該当する番号を○で囲んでください。

○申込方法は、受講案内をご確認ご記入の上、振込受領証のコピー添付をして、FAXでお申し込みください。

○講習日当日は、受講票を必ずお持ちください。テキストは会場受付で配布します。

受講申込書に関する個人情報の取り扱いについて

本申込書により取得した受講者にかかわる個人情報は、一般社団法人宮城県建築士事務所協会
および一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が研修会を実施するにあたり、
受講証明書の発行、受講履歴の管理、および研修会の案内のみに使用させていただきます。

事務局使用欄ですので、記入しないでください

事務局使用欄	受付日	令和 年 月 日	受講番号
	受講票	未発行・発行済み	
	受講料	現金・振込	円

振込受領証のコピー貼付用紙 (別紙)

氏 名

様

(この欄に、「振込金受取書」、「ＡＴＭ利用明細書」等の振込の事実を確認できる書類（写し）を貼り付けて下さい。)

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

平成29年度
大改訂

これからの 建築士事務所の 経営と展望

平成29年6月、管理研修会のさらなる推進を目指し、5年ぶりにテキストを大改訂しました。タイトルも「これからの建築士事務所の経営と展望」と一新し、建築士事務所経営に必要な実務的知識を盛り込み、また時流に即したテーマを掘り下げて内容を充実させました。

7月から各都道府県建築士事務所協会と一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の共催により、新テキストを使用して研修会を開催してまいります。開催日程等については、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会へお問い合わせください。

テキストの概要

- 第1章 建築士事務所の業務と展望
建築士事務所運営における、基本的な姿勢と建築設計を取り巻く経営環境について
- 第2章 これからの建築士事務所経営
建築士事務所運営において、踏まえておくべき必須の知識について
- 第3章 建築技術の新しい動向
建築技術の最近の動向から、建築士事務所が特に着目すべき事項について
- 第4章 トラブル対応とリスク管理
建築士事務所が危機管理のために留意すべき事項を事例に即して紹介、また賠償責任保険についても解説
- 法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項
建築士法などの法令について、手引き書としての活用を想定した内容



建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任を持ち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

管理建築士にとっては…

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

建築士でない開設者にとっては…

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ、唯一の機会となります。

法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）との受講イメージ

		講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所	建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 3年ごとの受講義務	受講間隔 3年			定期講習	受講間隔 3年			定期講習	受講間隔 3年		定期講習
	管理建築士	管理建築士講習 1度のみの受講義務	管理建築士講習			現行の法定講習では、斜線範囲の学習機会がないため、管理研修会の定期的な受講が継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。							
	建築士でない開設者	—											

勸奨受講計画

管理建築士	本研修会	管理建築士講習	受講間隔 5年	管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会
建築士でない開設者	事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を勸奨	管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会

< お問い合わせ・お申し込み先 >



一般社団法人 宮城県建築士事務所協会

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉2丁目2-40

TEL 022-223-7330 / FAX 022-223-7319

ホームページ <http://www.miyajikyo.com/>